

諮問事項に係る新旧対照表

1. 質量

【現行】

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
キログラム原器であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	標準分銅であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	標準分銅であって、特定標準器による校正等が行われる範囲が 1 mg 以上 20 kg 以下のもの

_____ : 諮問事項

【改正】

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
標準分銅群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	標準分銅であって、特定標準器による校正等が行われる範囲が 1 mg 以上 20 kg 以下のもの

_____ : 諮問事項

2. 分光応答度

【現行】

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施（法第135条第1項）	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
自己校正測定装置、比較受光器及び単色平行光発生装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	分光応答度校正用のシリコンフォトダイオードであって、校正範囲が波長において <u>250 nm 以上 1150 nm 以下のもの</u>

：諮問事項

【改正】

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施（法第135条第1項）	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
自己校正測定装置、比較受光器及び単色平行光発生装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	分光応答度校正用のシリコンフォトダイオードであって、校正範囲が波長において <u>200 nm 以上 1150 nm 以下のもの及び分光応答度校正用のインジウムガリウムヒ素フォトダイオードであって、校正範囲が波長において 800 nm 以上 1650 nm 以下のもの</u>

：諮問事項